

瀬戸内契第 38 号
平成23年5月24日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也
(公 印 省 略)

建設工事に係る留意事項等について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

瀬戸内市では、公共工事の入札及び契約の適正な執行を期するため下記のとおり留意事項等を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 予定価格等の公表について

①予定価格について（平成23年6月1日以降の入札から適用）

- ・設計金額が税込1,000万円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。また、設計金額が税込1,000万円未満の工事については、予定価格を事前公表とします。

②最低制限価格について（平成22年6月1日以降の入札から適用）

- ・最低制限価格を設定している工事については、最低制限価格を事後公表とします。

③指名業者について（平成23年6月1日以降の入札から適用）

- ・指名業者名は事後公表とします。

2 留意事項

①市内の支店または営業所の取扱い

- ・市内の支店または営業所は準市内業者とし、市内に本社がある業者とは指名回数が異なる随意指名とします。

②入札辞退届の提出

- ・指名通知のあった工事において、主任技術者等の配置が困難な場合等は契約が締結できないので、入札執行日までに入札辞退届を提出してください。

③指名競争入札における無断欠席の取扱い

- ・入札を無断欠席した場合、指名停止としていましたが、平成23年6月1日からは、無断欠席を行った場合、文書注意とすることとします。
ただし、当該無断欠席の日の前1年以内に無断欠席を行っていた場合は、これまでと同様に指名停止としますので、無断欠席しないよう注意してください。

④入札時の誓約書と委任状の提出

- ・入札時には案件ごとに誓約書を持参し提出してください。また、代理人に委任する場合は委任状を併せて提出してください。

⑤落札決定から契約締結までの期限

- ・落札決定の日から、14日以内に契約書を作成し契約の締結をしてください。

⑥工期延長に伴う増加費用の負担（契約約款第22条関係）

- ・工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が必要な費用を負担する旨の規定を新設します。

⑦不良不適格業者の排除（契約約款第44条関係）

- ・発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定を新設します。

⑧工事請負契約の前金払

- ・工事請負契約の前金払については、平成22年4月1日から、請負代金額の10分の4以内に変更しています。
- ・中間前金払制度を平成23年6月1日から導入します。
中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度です。

⑨工事現場の安全管理の徹底

- ・工事現場の安全管理措置が不適切であり公衆に死亡者若しくは負傷者を生じ

させ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事現場の安全管理の徹底に努めてください。

⑩現場代理人の配置（平成23年6月1日以降の入札から適用）

- ・現場代理人の身分等に係る規定はありません。契約約款では工事現場に常駐し契約に基づく一切の権限を行使することができることとされ、請負人の代理人的な役割を担うものであります。このため他の工事の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・現場代理人は直接的雇用にあることを要件とします。（健康保険証等の交付年月日等により確認をします。3ヶ月以上の雇用までは問いません。）
ただし契約金額130万円未満はこの限りではありません。（出向社員を配置する場合は、出向契約書の提出を求め、①出向先の命令に従う、②担当する工事の契約に基づく一切の権限を持たせる旨の条件が記載されているか確認します。）
- ・諸経費調整の対象となる工事においては、現場代理人は兼務できます。

⑪現場代理人の常駐緩和（平成23年6月1日以降の入札から適用）

- ・現場代理人は契約工期中、工事現場に常駐することとしています。工事の運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。なお、常駐を要しない場合は、監督員と現場代理人の間で工事打合簿等の書面で当該期間を明確にしておく必要があります。また、この場合においても、当該工事の現場代理人としての職務を行う必要があることから、他の工事の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。

【常駐を要しない期間】

1. 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
2. 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
3. 工事の完成、書類の完了後、竣工検査のみが残っている期間
4. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

⑫監理技術者等の配置

- ・主任技術者又は監理技術者は、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的

な雇用関係にあることを要件とします。発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。（恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険証の交付年月日等により確認をします。）

- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と監理技術者等を兼務することは可能ですが、兼務した場合は現場に常駐となることから、他の工事の現場代理人、監理技術者等いずれも兼務することはできません。

⑬営業所の専任技術者の配置

- ・営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。

【注】特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされています。しかし、これは例外的に承認されることで、留意してください。

- ・請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）未満の場合専任を要しない工事の主任技術者になることは、特例として可能ですが、現場代理人と兼務することはできません。
- ・請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）以上の場合現場代理人及び専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなりません。

⑭工事外注計画と下請契約の予定額

- ・工事外注計画としては受注前に立案される概略のものから、着手時における詳細なものまで考えられます。適宜計画を作成し、下請負の予定額が3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円）以上となるか否かを把握し、監理技術者等の設置の要否を的確に判断してください。

⑮入札参加資格審査申請書の変更届の提出

- ・既に申請済の入札参加資格審査申請書の内容が変更となった場合は、変更事

項の内容及び関係添付書類(資格証明等)の写しを添付して、必ず変更届を提出してください。(許可申請、変更届・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等)

- ・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので留意してください。

⑯電子入札制度の導入予定

- ・おokayama電子入札共同利用システムを利用して、平成24年6月から電子入札を実施する予定です。これに伴い今年度中に模擬電子入札の実施を予定しています。詳しい説明は順次ご案内する予定です。

⑰一般競争入札(制限付)

- ・一般競争入札は入札参加者が公告や市ホームページ等で案件を閲覧することになりますので、日ごろから入札情報に気をつけてください。

⑱下水道工事の推進工事技士の配置

- ・下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者(元請又は下請を問わない)を現場に常駐配置することを要件とします。

■担当課 瀬戸内市役所 総務部 契約管財課 TEL0869-22-3906